

学術委員会では、従来から、本会あるいは他学協会の審査付き論文集に投稿された論文と同一の論文を、発表会論文や一般研究論文に同時に投稿すること、即ち「重複応募」を禁止してまいりました。しかし、発表会論文・一般研究論文の審査において、本会の審査付き論文、あるいは他学協会等の審査付き論文集に投稿された論文と、「重要な要素が大幅に重複している論文」の投稿が散見されます。また、その後の著者とのやり取りから「重複応募禁止の趣旨」が必ずしも広く浸透していないと判断いたしましたため、学術委員会としては、「重複応募禁止の趣旨」と「重複応募禁止に関する規定」を改めて明確にし、重複応募の防止を会員各位に呼びかけることといたしました。

---

### (1) 重複応募禁止の趣旨

一般に審査付きの学術論文は、その一つ一つが「何らかの独自の新しい知的な貢献」を行ったものであることが求められます。このため、著者は、学術論文の投稿に当たっては、学術論文それぞれの「独自性」を担保するために、自分の執筆した関連論文も含めて十分に既往研究をレビューし、引用に当たっては出典を明記し、論文の新規性、独自性を明示し、「論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素が重複する論文」を投稿することのないよう努める義務があります。また、一般に、審査付き論文の応募規程においては、学術論文それぞれの「独自性」を担保し、同一の論文（論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素が大幅に重複する論文を含む）が複数刊行される事態を防止するために、同一の論文の同時の応募、即ち「重複応募」を禁止し、原則「未発表のもの」のみの投稿を認めております（「応募規則」参照のこと）。

### (2) 重複応募に関する規定

本会の発表会論文及び一般研究論文の応募規則第 4 条に「同一の論文等を、本会あるいは他学協会等の論文集（内容について全文審査を経るもの）に同時に応募すること、即ち重複応募を認めない。」と定めています。そして、「同一の論文等」を「使用言語の如何にかかわらず、論文の新規かつ独自の貢献として提示されている重要な構成要素（論文の目的、方法、データ解析の結果、図表、論証、結論等）が大幅に重複する論文」と定義しています。

投稿論文が重複応募にあたりと判断された場合、その時点で、学術委員会は関連する全ての論文の審査を中止し、形式確認段階にある論文は「不受理」、審査過程にある論文は「不採用」として著者に返却します。

重複応募の防止は、最終的には投稿者の倫理に依存します。主著者あるいは共同著者として審査付論文に投稿される場合、本会告の趣旨を十分にご理解いただき、重複応募の防止にご協力下さいますようお願いいたします。